

監査委員 告示 第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 2 月 5 日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

総務部全課の財務に関する事務及びその他の事務

(令和 4 年度の定期監査時から令和 5 年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和 5 年度監査実施方針に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

監査事務局内、令和 5 年 12 月 7 日(木)～同年 12 月 18 日(月)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、契約関係で特に地方自治法施行令及び市契約規則に基づく随意契約については、前年度と同数の 77 件（内 1 者見積 51 件）であったが、1 者見積による随意契約の割合は 1.3 ポイント増の 66.2% となった。なお、随意契約の主な契約は、令和 5 年度電子計算組織に係る電算処理業務委託、令和 5 年度住民情報システム運用保守業務委託などである。

今後は事業の性質・内容等から競争入札に付することが可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

また、財務や服務に関して、日付の記入もれなどの単純ミスや事務の遅れが見受けられたため、より一層、チェックの徹底を行ってもらいたい。